

第4 協 働 ◆都市構成員による協働

第1節 環境コミュニケーションの推進

1 環境教育・学習の推進

大阪市は、平成3年7月に「大阪市環境教育基本方針」を策定し、一人ひとりが日常の活動と環境の関係について関心を持ち認識を深め、環境を保全する生活・活動を実践することを支援・促進する環境教育・学習の推進に取り組んできました。

産業公害から都市・生活型公害、地球環境問題

へと複雑多様化した今日の環境問題の解決には、市民一人ひとりの環境に配慮した生活や行動、より良い環境づくりに向けた取組みへの積極的な参加が求められており、そのための環境教育・学習の推進がより一層重要となってきています。

(1) 環境学習関連施設

① 環境学習センター（愛称：生き生き地球館）

環境学習センターは、環境学習が、子どもから大人までの幅広い年齢層で、また学校、職場、家庭といった様々な分野で積極的に取組まれるため、平成9年に開設した参加体験型の環境学習の拠点施設です。環境情報の提供や学習の場や機会の提供、アドバイザーによる助言・指導、市民リーダー等の人材育成、情報や人材のネットワーク化など総合的な機能を有しています。

入館者数については、平成21年5月に累計来館者数300万人を達成しました。

また、市民ニーズに対応した広範な環境情報を迅速に提供するため、環境学習センターのホームページを開設し、運営しています。



なにわエコ路地

環境学習センターのホームページURL <http://www.chikyukan.com>

表8-1-1 環境学習センターの主な展示内容

なにわエコ路地	環境問題とその対策のヒント満載の町を想定した体験型展示
地球シアター	地球温暖化をはじめとする環境問題について、愉快なキャラクターが登場するアニメとクイズで構成された楽しい参加型の映像シアター
エコ情報最前线	先進技術による環境配慮型製品や環境問題に取り組む活動団体等の情報を紹介しているコーナー
SOSの森	地球で起こっている環境問題とその仕組み、対策について情報検索できる学習コーナー
コミュニケーション広場	大阪市の様々な環境への取組みも紹介している対話と集いの交流スペース

<平成21年度の主な実施事業>

環境学習センターの概要と利用状況		<ul style="list-style-type: none"> 所在地 大阪市鶴見区緑地公園2番135号(花博記念公園鶴見緑地内) 施設規模 延床面積 3,668m² (内訳) 本館 2,400m² 別館 946m² その他(通路等) 322m² 入館者数 266,886人／年 自然体験観察園推定入園者数 約40万人／年 講演会、イベント、観察会、講座、リーダー養成等参加者数 19,522人／年 アウトリーチ活動、来館団体への講義、説明等参加者数 1,660人／年
事業内容		事業メニュー
環境学習情報及び環境学習機会の提供	展示物を用いた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 1常設展示 2エコギャラリーでの企画展示 3環境アートコーナーでの展示 4昆虫を用いた啓発 5図書室・ビデオライブラリー
	講演会、シンポジウム等(2回)	<ul style="list-style-type: none"> 1シンポジウム 2講演会
	啓発イベント(23回)	<ul style="list-style-type: none"> 1「ECO緑日2009(2日間) 2「食と健康と環境の講座」(16回) 3深掘り地球環境講座「水」関係連続講座(6回) 4地球環境講座(4回) 5「環境すくろ大会」 6「夏休みの小中学生！環境で社会とつながる3日間」 7各種クリスマスイベント 他
	自然体験観察園(103回)	<ul style="list-style-type: none"> 1農事イベント(27回) 2自然体験教室イベント(9回) 3小さな自然観察会(51回) 4手作り玩具教室(16回)
	自然観察会及びウォーキング(25回)	<ul style="list-style-type: none"> 1「地球環境講座」(昆虫観察等)(12回) 2「アサガオの育て方教室」 3「ゴーヤの育て方教室&収穫祭」 4「野鳥観察会講座」(2回) 5「花博公園で地球環境を考える講座」(2回) 6各種自然体験教室 他
	環境講座、教室(107回)	<ul style="list-style-type: none"> 1市民向け講座(51回) 2子ども向け講座(41回) 3家族・親子向け講座(15回)
	情報紙の発行 環境情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 情報紙「なちゅらる」の発行(1回／月・No. 192～203)
相談指導	環境学習講師の派遣と講義(37団体)	<ul style="list-style-type: none"> 1来館団体を対象にした講義・解説(12団体) 2講師の派遣講演・アウトリーチ活動(25団体) 3国際協力・JICA研修生への講義等(0団体)
	相談・指導、パネルの貸出など	<ul style="list-style-type: none"> 1相談指導件数(昆虫飼育を含む) 347 件
活動支援	人材の育成(90回)	<ul style="list-style-type: none"> 1環境学習リーダー養成専門講座(11回) 2スキルアップ講座(5回) 3地球館エコ・ボランティア(74回)
	学習教材の作成 団体支援	<ul style="list-style-type: none"> - 1こどもエコクラブ支援 (15団体) 2地球館パートナーシップクラブの活動 3おおさか市民環境大学(環境学習リーダー養成講座)修了生による活動 4環境NGOコーナーの活用(環境団体啓発物の設置) 5「なちゅらる」への環境NGO・NPO主催行事の掲載 6地球館パートナーシップ支援コーナー貸出(242回) 7地球館こどもエコクラブの活動

② 自然体験観察園



環境学習センターの隣接地（約 1.4ヘクタール）に、かつての里山・田園風景を再現し、市民が自然に親しみ、人と自然との関わり合いを学べる環境学習の屋外フィールド施設です（平成10年開園）。

<平成21年度の実施事業>

田んぼ、畑を活用した様々な農事体験行事や、毎週日曜日には園内の自然観察会を実施しました。

③下水道科学館



都市の暮らしを支える大切な下水道の役割、下水処理のしくみ、水の持つ性質や力等について、楽しみながらわかりやすく学べる参加体験型の施設です。

また、下水処理の過程で生じる熱エネルギー・消化ガス、汚泥の有効利用や下水処理場等の上部利用など多彩な大阪市の下水道事業についても紹介しています。隣接している海老江下水処理場と併せて見学することもでき、豪雨による浸水を防ぐ雨水対策、家庭等から出される汚水の処理（河川や海の水環境を守る）、下水道の維持管理などを総合的に学ぶことができます。

④ 水道記念館



大阪市の水道の歴史とくらしや琵琶湖・淀川水系の生物について学べる施設です。南側展示コーナーは、浄水処理のしくみや水道の歴史につい

て楽しみながら学んでいただける参加体験型展示となっています。

また、大阪市の水道水源である琵琶湖・淀川水系の環境保全の意識を高める淡水魚展示コーナーでは、できるだけ自然の形をそのまま再現できるように工夫しており、主要な展示としては、天然記念物アユモドキやイタセンパラなどがあります。また、継続して展示内容の充実に努めており、平成22年6月現在、淡水魚は、107種4,391個体を保有しています。

⑤ 自然史博物館



人間をとりまく自然についての資料を収集し、その成り立ちやしくみ、変遷や歴史を、展示や普及活動、研究を通して広く知ってもらう施設です。

常設展示は、「大阪の自然誌（導入部）」と「身近な自然」「地球と生命の歴史」「生命の進化」「生物の多様性」「生き物のくらし」の5つのテーマに分けて展示されています。玄関ポーチの全長19メートルのナガスクジラをはじめ、恐竜の化石やさまざまな動植物の標本などを展示しています。

＜平成21年度の主な実施事業＞

ア. 展示活動 常設展示・特別展（3回）・

特別陳列

イ. 調査研究活動

ウ. 資料収集保管活動

工. 普及教育活動

やさしい自然観察会	8回	街のキノコ探検隊	6回
テーマ別自然観察会	14回	夏休み自由研究相談会	1回
地域自然誌シリーズ	6回	標本同定会	1回
ジオラボ	月1回	室内実習	9回
長居植物園案内	月1回	ジュニア自然史クラブ	10回
長居植物園案内（動物・昆虫編）	月1回	教員観察会指導者向け支援プログラム	18回
植物園案内スペシャル	3回	ドキドキ子ども自然史ウォッチング	5回
自然史オープントピックセミナー	月1回	講演会・シンポジウム	10回
ビオトープ観察	12回	子ども向けワークショップ	34回

⑥ 天王寺動物園



平成5年に策定した野生動物の種の保存や環境教育に貢献する新しい動物園を目指した「ZOO21計画」では、動物の生息地の景観を入場者の歩く園路を含め可能な限り再現することで、臨場感を醸し出し、あたかも動物の棲む世界に入り込んだ気持ちにさせる「生態的展示」を採用しています。現在までに爬虫類生態館、アジアの熱帯雨林ゾーンのゾウ舎、アフリカサバンナゾーンが全面完成しています。環境への関心を高めるために、今後もこの計画に従い、動物舎を建替えていく予定です。

<平成21年度の主な実施事業>

- ア. 展示活動 企画展（4回）
- イ. 普及教育活動

一般来園者対象のもの

園長と動物園散歩	月1回
獣医さんのお話	月1回
飼育係のおしゃべりガイド	月1回
飼育係による動物君たちの一日	月2回
絵本の読み語り	月2回
動物園サマースクール	6日間
園長の動物園講座	7回
動物相談（電話）	281件
動物相談（来園）	34件
動物相談（郵便・電子メール）	20件
その他の教育普及イベント	20回

依頼により実施したもの

動物ショート・ガイド	15回
ズー・スクール	43回
動物園ガイドウォーク	24回
ズースクール+動物園ガイドウォーク	23回
動物飼育体験講座	16回
動物園・職場紹介	11回
動物園・出張スクール	27回
動物園・公園をめいっぱい楽しむ一日	1回

(2) 平成21年度に実施した環境教育・学習事業

① 地域における環境教育・学習

地域における環境保全行動の推進のため、地域ニーズに応じた環境学習会の開催や区民まつり等での啓発を実施しました。

地域環境啓発事業

事業名	講師	参加者数
太陽光発電学習会	・シャープ株式会社 ・環境局	46人
目からウロコのエコ (2回)	ココロジー経営研究所 代表 立山 裕二氏	44人
環境パネル展「南太平洋 の島ツバルの美しい自然 と地球温暖化」		250人
市民にできる地球温暖化 防止 (2回)	エコ住宅研究家 濱 恵介氏	46人
なるほどお天気学～地球 温暖化と異常気象につい て～ (3回)	気象予報士 南 利幸氏	76人
おしえて！さかなクン～ みんなで一緒におさかな とエコについて考えよ う!!～	さかなクン他	286人
台所発・環境対策 (3回)	環境カウンセラー 谷 美也子氏 伊達 ヒロミ氏	134人
食品衛生学習会における 騒音・悪臭の説明 (随時)		296人

② 子どもの頃からの環境教育・学習

子どもの頃から、地球環境やごみ処理など身近な環境問題の意識の醸成を図るため、施設見学などの参加・体験型事業の実施や、啓発冊子を発行しています。

ア. ごみ焼却工場等見学者の受け入れ

ごみ処理の過程を学んでいただくため、焼却工場などのごみ処理施設の見学を受け入れています。また、学生だけでなく、一般の方や各種団体の見学も受け入れています。

・年間見学者数 1,319団体 30,114人

イ. 親子で学ぼうエコツアーの実施

市内在住または、通学する小・中学生とその親を対象に、親子で学ぼうエコツアーを実施しています。この事業では、未来を担っていく子どもたちに、地球環境やごみ処理など身近な環境問題を理解していただき、ご家族みんなで話し合って

いただけるきっかけになるよう、楽しく興味をひく内容のセミナーや見学を行っています。

・開催日数 2日 参加人数 80名

ウ. 体験学習の実施

学校にごみ収集車を派遣し、体験学習を行っています。

・平成21年度実施状況 229校

エ. 「へらそうごみ 守ろう環境」絵画・作文の募集

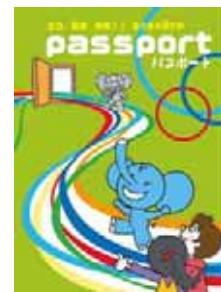
地球温暖化をはじめとする様々な環境問題やごみの減量をテーマにした作品の制作をとおして、どんなことができるのかを考えいただきました。

また、優秀作品は啓発活動に使用しています。

・絵画・作文応募総数 600点

オ. 小・中学生を対象にした啓発用冊子「エコ驚き発見!!パスポート」の発行

環境問題に対して「気づき」から「実践」へと繋げていただけるよう、区役所等で配布するとともに小・中学生を対象にした学習会等の資料として活用しています。



③ 青少年野外活動施設における取組み

青少年野外活動施設では、毎年度、環境問題に関する知識や理解を深めるため、こども・青少年を対象に実践的・体験的な学習活動の機会を提供しています。

平成21年度の実績

・「大阪市子ども会自然体験活動」

(9月5日～6日)

55名参加（指導者12名）

④ 学校における環境教育の推進

各校園において、人と自然との関係についての

理解を深めるため、体験学習や問題解決的な学習を取り入れるなど指導方法を工夫し、各教科や道徳、特別活動などの教育活動全般を通じて環境教育の推進を図っています。

主に、ごみ問題をはじめとした環境問題に関する社会科副読本「へらそうごみ 守ろう環境」（小学校4・5年対象）や地球温暖化防止啓発ビデオ「『地球のため』はわたしたちのため」を授業において活用しています。平成21年度は新たに、小学校4～6年生を対象に子ども版環境家計簿「冬休み子どもエコチャレンジ」に、ご家庭の協力も得て取り組みました。

また、各校園における環境教育の推進を支援するために、「緑のカーテン」の活用をはじめとする実践事例を『環境教育指導資料』（大阪市教育センターwebページ）において発表するとともに、環境教育研修会（教職員対象）を実施しています。



⑤ その他の取組み

ア. 下水道科学館「夏休みこども教室」

夏休みこども教室風景



夏休みこども教室は、下水道科学館において、主に小中学生を対象に、汚水をきれいにする微生物の顕微鏡による観察、水質に関する簡単な実験（水質実験教室）など、夏休みの学習活動と水質に関する参加体験型の学習会として毎年8月下旬

に開催しています。

平成21年度は、8月19・20日に実施し、722名の参加がありました。

イ. 水の流れツアー

水の流れツアーは、毎日のくらしと都市活動を支える上下水道の役割や水質保全の重要性を認識してもらうため、大阪市の水の流れを一日で見学できるバスツアーを実施しています。

【行程】

① ↓	柴島浄水場、水道記念館で、淀川の水から安全な水道水が作られ、市内各地に送りだされるまでの水の流れや水道の歴史について見学
② ↓	水陸両用バスから淀川を観察
③	海老江下水処理場、下水道科学館で、各家庭で使用された「汚水」が処理され、川や海に放流されるまでの流れや、下水道のしくみ・役割を総合的に学ぶ

平成21年度は、8月21日に実施し、応募者の中から抽選で選ばれた52名が参加しました。

ウ. 水道教室

水道教室では、市内小学校や各地域などに講師を派遣し、高度浄水処理のしくみや水源水質の環境保全の大切さについて理解を深めてもらうため、水道水源である淀川を汚さない工夫の紹介や、ミニ実験という形で実際に実行している浄水過程を体験してもらっています。

平成21年度は、183回実施しました。

水陸両用バス



2 啓発活動の展開

平成21年度 環境月間ポスター



(1) 環境月間行事の実施

国では昭和48年度以降、毎年6月5日の「世界環境デー」を初日として「環境週間」を設け、平成3年度からは6月の1か月を環境月間として定め、環境保全に関する各種の催しを実施してきました。さらに環境基本法で6月5日を「環境の日」と定めています。

大阪市では、6月を「大阪市環境月間」と定めて、良好な環境づくりに向けて様々な行事を実施しています。

平成21年度は「エコってかんたん」をテーマに実施しました。

(資料8-2-1 P資29)

(2) 季節大気汚染防止対策の実施

二酸化窒素濃度が高くなる11月から1月の冬季を季節大気汚染防止対策期間として、各種の対策を推進しています。特に12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、広く市民・事業者の大気汚染防止意識の高揚を図るため、各種の啓発活動に重点をおいて取組んでいます。

平成21年度 大気汚染防止推進月間ポスター



第2節 すべての主体の環境保全行動の展開

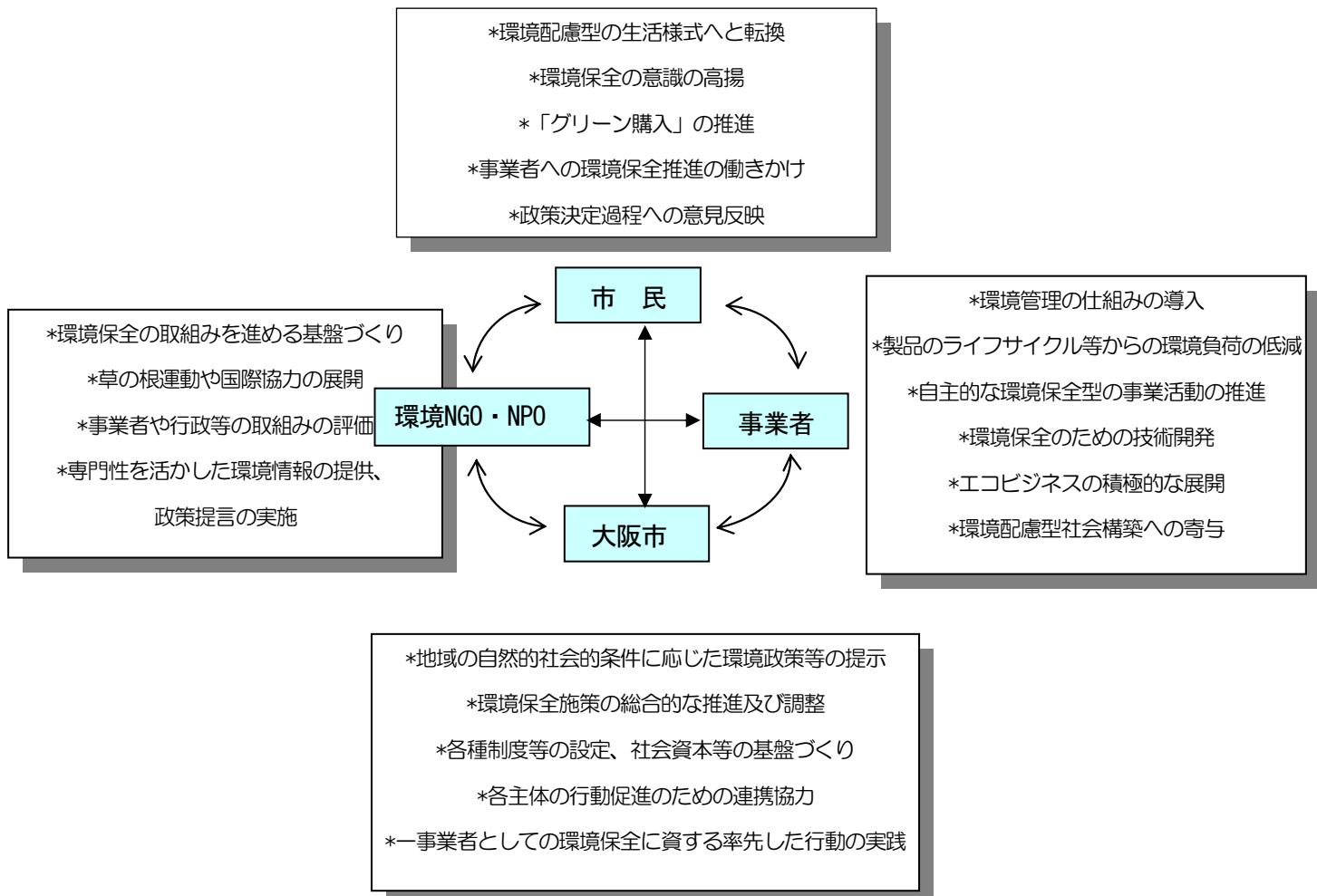
1 パートナーシップづくり

今日、多くの環境問題が市民生活や企業活動に大きく係わっていることから、市民や環境NPO・NGO、事業者と行政との「協働」のもとに、社会を構成するすべての主体が、環境への負荷の少ない社会の実現に向け、自主的な環境保全行動の取組みを進めることが重要です。

「大阪市環境基本計画」においては、各主体

の役割を図9-1-1のとおり位置付けており、環境学習や教育の推進や積極的な環境情報の発信による主体間相互のコミュニケーションの拡充やパートナーシップの構築を進めていくことにより、環境保全行動の自主的かつ積極的な取組みを推進することにしています。

図9-1-1 各主体の役割と協働



「なにわエコ会議」

市域の地球温暖化防止活動を推進していくことを目的に、平成16年度に設立以降、地球温暖化防止パートナーシップフェアの開催や、環境情報誌「なにわエコウェーブ」の発行（年2回）、地域等で開催されるイベントへの積極的な参加など全体活動をはじめ、3つのテーマ別部会を中心に実践活動を行っています。（資料9-1-1 P29）

【3部会の主な活動】

① エコライフ部会

環境家計簿を活用して省エネを進める「なにわエコライフ」の取組みやヒートアイランド対策である「打ち水」への協力、グリーン購入の促進やエコラベルや省エネラベルの紹介、マイバック運動の推進等、環境にやさしいライフスタイルの推進に取り組んでいます。

また、「エコカフェ講座」や、地域からの環境・まちづくり意識の共有を図るため、市内各地でタウンミーティング（「わいがやミーティング」）を順次開催しています。

② 環境教育・啓発部会

市民団体や地域等で開催されるイベントへ積極的に参加し、なにわエコ会議の活動を広げるとともに、市民・事業者を対象に講師を派遣する「環境出前講座」を行っています。

また、市民、市民団体及び環境団体との交流の場として、団体の活動報告や展示・紹介等を行う参加体験型イベント「環境活動ふれあいひろば」を開催し、次世代を担う子どもたちへの啓発活動を積極的に進めています。

③ 環境に配慮した企業部会

中堅企業等を対象に、温室効果ガスや廃棄物などの環境負荷の削減に向けた「エコアクション21（EA 21）」の取得など環境マネジメントシステムの導入の支援を行っています。

また、「企業版環境家計簿」の実践及び独自の

取組みを発表する「二酸化炭素*削減コンペ・事例発表会」を開催し、自社の動機付けにとどまらず、情報交換の場としても活用していただいている。

2 自主的な環境保全行動の実践と支援

（1）市民行動の推進

① 「なにわエコ会議」 地球温暖化防止パートナーシップフェアの開催

市民、環境NPO・NGO、事業者の方々とともに、地球温暖化防止について考え、省エネルギーなど身近な環境保全行動の実践を市民行動として盛り上げていくことを目的に、「地球温暖化防止月間」である12月に地球温暖化防止パートナーシップフェアを開催しました。

日 時	… 平成21年12月12日（土） 午後1時～4時15分
場 所	… クレオ大阪中央（ホール）
主 催	… 大阪市、なにわエコ会議
参 加 者	… 約800名
開催内容	… 第1部 「大阪市環境表彰」表彰式 第2部 「大阪市レジ袋削減協定」締結式 第3部 地球温暖化防止パートナーシップフェア ・基調講演「家庭からはじめごみ減量と温暖化対策」 講師：花嶋 温子 氏 (大阪産業大学人間環境学部講師) ・講演「地球環境にやさしい身近な実践例」 講師：坂本 茂代 氏 (NPO法人グリーンコンシューマー大阪ネットワーク理事) ・イベント「和太鼓によるコンサート」 奏者：雅（みやび）

② 身近な環境保全行動の実践

ア. なにわエコライフ認定事業

市域における二酸化炭素の排出量は民生部門の伸びが大きいことから、家庭での環境保全行動をより実効のあるものにするため、平成14年度から市民団体・環境NPO・NPOと連携して、「なにわエコライフ認定事業」を実施しています。

「なにわエコライフ」は、「計画をたて、実行し、その状況を評価し、見直しを行う」という環境マネジメントの仕組みを家庭用にアレンジしたもの

で、各家庭が省エネなどの具体的な目標を設定し、電気・ガス等のエネルギー消費量などを環境家計簿に記録し、一定の基準に達した新規の参加世帯に認定証をお渡しすることにより、家庭での自主的な環境への取組みを一層促進することを目指しています。

また、市民の力によりエコライフ認定事業を普及していくために平成17年度から、なにわエコライフ普及員制度を導入し、市民ボランティアの方々と共に事業実施しています。

◇平成21年度の取組結果

- ・取組期間 平成21年7月～12月

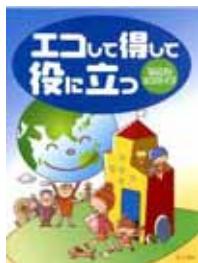
参加世帯数		3,045世帯
認定世帯数		2,127世帯
前年比削減量	電気	使用量 278,859KWh (△6.1%)
		二酸化炭素量 100,389kg
	ガス	使用量 3,525m ³ (△1.3%)
		二酸化炭素量 7,403 kg

なにわエコライフ説明会の様子



イ. 冊子「エコして得して役に立つ」の活用

市民ボランティアである「なにわエコライフ普及員」との協力で作成した冊子を、各環境学習教材として活用するなど、身近な環境保全行動を市域全体に展開しています。



③ 「市民環境調査隊」の活動

「新・大阪市環境基本計画(仮称)」の策定に向け、市民環境調査隊を実施しました。平成21年度は、34名の参加者に、「地球温暖化」と「生物多様性」の2つをテーマに、市民が自ら取り組めること等を取りまとめていただきました。

フィールドワークの様子(大阪南港野鳥園)



④ 大阪市環境表彰

大阪市では平成16年より、環境に対する意識高揚を図り、環境に配慮した活動を推進し、環境への負荷の少ない環境共生型・資源循環型社会の形成を促進することを目的として、環境の保全と創造に関する

ア. 教育活動又は普及啓発活動を行っている

イ. 調査研究活動を行っている

ウ. 実践活動を行っている

など環境保全行動に関して顕著な功績のあった個人、団体、事業者を表彰しています。

平成21年度 受賞者 〔団体及び事業者の部〕

阿波座南公園 ピオトープ クラブ	ピオトープ作りを通じた、まちづくりや地域のコミュニティづくりの推進
大阪市立扇町 総合高等学校	・「環境紙芝居」や「環境人形劇」などによる、次世代を担う子どもたちへの環境教育 ・独自の環境マネジメントシステムの構築・取組み
南海都市創造 株式会社	・「なんばパークス」の緑化による、ヒートアイランド現象緩和への取組み ・イベントや会員制菜園の運営を通じた地域のコミュニティづくり
日本ペイント 株式会社	・環境配慮型商品の開発や廃棄に至る全ての段階での環境・安全・健康配慮 ・地域での落書き消しなど清掃活動
日立造船 株式会社	・率先した環境マネジメントシステムの構築 ・地域での清掃活動

(2) 事業者の取組みへの支援

① 自主環境管理の推進

事業者自らによる環境への負荷の低減に向けた取組み（自主環境管理）は、市域の環境改善に大きく寄与するものです。

なにわエコ会議の「環境に配慮した企業部会」が大阪市と連携して、エコアクション21（EA21）など環境マネジメントシステム説明会等を開

催しています。（本文121ページ参照）

また、事業者の皆さんのがそれぞれの実情に応じた効果的な地球温暖化防止に取り組むための計画づくりに役立つよう策定した「事業者のための『温室効果ガス排出抑制計画』作成マニュアル」を環境局のホームページからダウンロードしていただけます。

② 環境ビジネスの振興【大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）の開設】

今日の環境問題の解決のためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷の少ない「循環型社会*」の形成が急務です。

リサイクル技術やエコ商品をはじめ、環境への負荷の少ない企業経営システムなど循環型社会の形成に寄与する環境ビジネスの育成・振興の拠点として、平成12年からATCグリーンエコプラザを開設しています。



大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）の概要

【全体の概要】	①場所	大阪市住之江区南港北2丁目1-10 アジア太平洋トレードセンター ITM棟11階西側
	②面積	4,500m ²
	③設置者	アジア太平洋トレードセンター株式会社(ATC)、大阪市
【施設の特徴】	・エコビジネス支援ゾーン ・海外エコビジネスゾーン ・産学官連携ビジネスゾーン	・環境ビジネスに対する企業等の取組事例の展示・紹介 ・海外での環境ビジネスへの取り組みや企業の具体的な商品の紹介 ・研究機関や企業・行政が交流、連携、協働を図れるように環境問題に取り組む各研究機関・企業・団体を紹介
	・エネルギー・ゾーン ・循環型社会形成ビジネスゾーン ・3R促進啓発事例展示コーナー	・風力、太陽光発電など新エネルギーに関する設備などの展示、紹介 ・循環型社会形成に向けた3R(Reduce,Reuse,Recycle)促進のためのさまざまな環境技術を展示・提案
	・環境・CSR報告書ゾーン ・エコマークゾーン	・環境・CSR報告書を展示し企業による自主的な環境管理導入に必要な情報を紹介 ・(財)日本環境協会の協力によりエコマーク認定商品を幅広く展示、あわせてエコマークの商品類型や認定基準等を紹介
	・環境・CSR経営ゾーン ・コミュニケーションゾーン	・CSR経営に関する企業の取り組みを紹介 ・イベントやセミナーの開催
	入場者数	193,485人（うち団体見学者 463件 7,599人）
	出展状況	64団体（平成21年度末現在）
	環境セミナー等の実施状況	①環境セミナー「エコビジネスセミナー」「低炭素社会の実現に向けて」「これからの食と環境ビジネス」等 計54回 ②各種イベント「環境ビジネスシーズ発表会」「日曜自然工作教室」「エコワークショップ」等 計24回
【事業概要】 (平成21年度)		

③ 環境にやさしいものづくり支援

持続可能な社会を構築するためには、資源の本格的な有効利用について、その根本的な考え方や技術開発の展望、バイオ素材として高付加価値物質への利用、原料としてエネルギー物質生産への利用について様々な研究開発が求められています。

工業研究所は平成20年度に地方独立行政法人化し、市内中小企業の技術支援拠点として、約300件に及ぶ特許権等の高いポテンシャルを活かして、

環境にやさしいものづくり支援にも取り組んでいます。環境・エネルギー分野を重点研究分野として位置づけ、太陽電池の要素技術など産学官連携によるプロジェクト研究を推進していくほか、有機、無機、バイオ、金属、ITに関する技術を融合させ、廃棄物や環境負荷物質の排出低減、廃棄物の再生利用等につながる製品・技術開発により、環境に配慮した付加価値の高いものづくりに取組んでいます。

(3) 庁内での率先した行動の展開

① 「大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）」の取組み

大阪市自らが率先して環境保全行動を実践し、環境負荷の低減を図ることは、市民や事業者の自主的な取組みを促進するために重要です。このため、平成9年5月に「大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）」を策定し、全庁的に、昼休み中の不要な照明の消灯や、再生可能な紙ごみの分別・リサイクルなど、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量・リサイクルに取り組んでいます。

分別ボックス



また、夏期（6月1日～9月30日）の省エネルギー行動の取組みとして、室温が28℃となるよう適正冷房を実施するとともに、上着やネクタイを着用せず、半袖カッターシャツなど軽装による勤務を実施しています。

② グリーン購入*の取組み

循環型社会*の構築には、生産者が環境物品等（再生品など、環境負荷の低減に役立つ物品や役務）の提供を推進するよう、消費者が環境物品等を優先して購入することが重要です。

国において、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が制定されたことを受け、本市においても、環境物品等の購入促進を図るため、平成14年4月に「大阪市グリーン調達方針」を定めました。

その後の国の基準改定などを受け、改定を行い、環境負荷の低減に役立つ取組みを推進しています。

ア. 大阪市グリーン調達方針の概要

(ア) 対象物品等及び対象組織

市が調達する物品及び役務等を対象とし、市のすべての組織において取り組みます。

(イ) 実績の公表

市は、本調達方針に基づき、調達実績の概要を公表します。

イ. グリーン調達の実施状況

平成21年度に調達した物品等147品目については、ほとんどの商品がグリーン調達の基準に適合しました。制服や作業用手袋など一部の品目では、業務上必要とされる仕様が調達基準と合わない等の理由で調達率が低いものもありますが、全体としてはグリーン調達が定着してきています。

表9－2－1 主なグリーン調達実績（平成21年度）

分野	調達品目	調達率	分野	調達品目	調達率
紙類	コピー用紙	99. 9%	家具類	いす	81. 0%
	トイレットペーパー	100%		収納用什器	99. 7%
	印刷用紙（カラー用紙）	95. 7%	OA機器	電子計算機	99. 9%
文具類	窓付き封筒	95. 2%		プリンタ	100%
	ファイル	98. 4%	制服	制服	59. 6%
	ボールペン	99. 7%	作業手袋	作業用手袋	18. 6%

③ 環境 ISO (ISO14001*) の取組み

ISO14001の規格は、組織が環境保全を目的とした環境管理のしくみ（環境マネジメントシステム）を構築するための仕様（要求事項）を定めたものです。

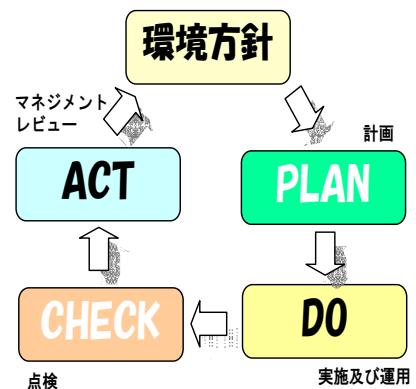
大阪市では、平成11年12月、中之島本庁舎を対象に、ISO14001の認証を取得しました。その後、同様の業務内容であるオフィス系庁舎に拡大し、現在、中之島本庁舎のほかに、全ての区役所や交通局庁舎、消防局庁舎などで認証を取得しています。

事業系施設では、環境局のごみ処理施設や、建設局の全下水道事業所において、それぞれISO14001の認証を取得し、環境に配慮した事業の実施に努めています。

ア. ISO14001の認証取得

ISO14001の規格では、環境方針及び計画を策定し、実施・運用、点検及び是正措置を実施し、組織のトップが見直しを行うサイクル（PDCAサイクル）を継続的に実施する仕組みを定めています。

これにより、環境保全行動をより着実に実施することができるとともに、大阪市職員の環境保全に対する意識の高揚を図っています。また、大阪市が認証取得することにより、市民・事業者の方の環境保全に対する意識の高揚にも役立つものと考えられます。



イ. オフィス系庁舎環境マネジメントシステムの取組概要

オフィス系庁舎全体の取組目標として、エネルギー使用量やコピー用紙使用量の削減などを設定して環境保全の取組みを推進しています。

平成21年度は、平成19年度実績を基準として、エネルギー使用量や廃棄物排出量は基準値以

下、コピー用紙や上水使用量は、基準値から2%削減することを目標として取り組みました。

エネルギー使用量は7.7%の削減、コピー用紙は2.4%の削減、上水使用量は10.8%の削減、廃棄物量については、49.5%と大幅に削減することができました。

表9－2－2 環境目標の達成状況（オフィス系庁舎ISO）

取組項目	基準値	目標値	実績値	増減率 (%)	達成/未達成
エネルギー使用量 (GJ)	495,197	495,197 (基準値以下)	457,169	△7.7	達成
コピー用紙使用量 (千枚)	143,836	140,959 (基準値から 2%削減)	140,425	△2.4	達成
上水使用量 (m³)	232,593	227,941 (基準値から 2%削減)	207,552	△10.8	達成
廃棄物排出量 (ト)	757	757 (基準値以下)	382	△49.5	達成

ウ. 環境局ごみ処理施設環境マネジメントシステムの取組概要

ごみ処理施設全体の取組目標として、環境負荷の低減、省エネ・省資源、サーマルリサイクル*、環境啓発活動などを設定して環境保全の取組みを推進しています。

平成21年度のごみ処理施設全体における環境目標の達成状況は表9－2－3のとおりです。

CO（一酸化炭素）濃度・所内使用電力量の削減・上水使用量の削減のすべてについて、目標値を達成しています。下記以外の共通項目についてもすべて達成しています。

今後とも、より一層適切な運用管理に努め、さらなるスパイラルアップを計画しています。

表9－2－3 環境目標の達成状況（ごみ処理施設全体の共通項目）

取組項目	目標値 ^①	実績値 ^②	削減量	達成率（%）	達成/未達成
CO濃度の低減 (ppm)	28.3 以下	15.9	—	178(①/②)	達成
所内使用電力量の削減 (kWh/年)	1,009,791 以上	1,034,140	1,034,140	102(②/①)	達成
上水使用量の削減 (m ³)	353,400 以下	294,103	52,297	120(①/②)	達成

エ. 建設局下水道事業所系環境マネジメントシステムの取組概要

建設局では、放流水質の向上、環境負荷の低減、省エネ・リサイクルの推進などを目標として、環境に配慮した下水道事業に取り組んでいます。

平成21年度の下水道事業所系における環境目標の達成状況は表9－2－4のとおりです。

電気・都市ガス・上水使用量のすべてについて、目標値を達成しています。

今後とも、より一層適切な維持管理に努め、省資源・省エネルギーに努めます。

表9－2－4 環境目標の達成状況（全下水道事業所合計値）

取組項目	目標値	実績値	削減量	削減率（%）	達成/未達成
電気使用量 (kWh)	295,782,306	285,028,426	10,753,880	△3.6	達成
都市ガス使用量 (m ³)	4,256,472	3,876,905	379,567	△8.9	達成
上水使用量 (m ³)	337,067	274,867	62,200	△18.5	達成

④ 電力調達に係る環境配慮の取組み

大阪市では、事務事業に伴う温室効果ガス等の排出削減を推進するため、電力調達の入札を行う場合、価格だけでなく、電気事業者による環境負荷の低減に関する取組状況等を考慮する環境配慮制度を導入しました。この制度は、平成21年4月以降に電力供給を受ける入札から実施しています。

イ. 環境評価項目及び配点

【基本項目】

要素	区分	得点
(1) 1kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.300未満	70
	0.300以上 0.350未満	65
	0.350以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.600未満	40
	0.600以上 0.650未満	35
	0.650以上 0.700未満	30
	0.700以上	0
(2) 未利用エネルギー活用状況	活用	10
	未活用	0
(3) 新エネルギー導入状況	1.0倍以上	10
	0.8倍以上 1.0倍未満	5
(4) 環境マネジメントシステムの認証取得状況	全社で取得	10
	一部で取得	5
	未取得	0
上記(1)～(4)の計	—	100

【加点項目】

(5) グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	1.0%	10
	0.5%	5

ウ. 入札参加資格

入札参加資格のうち、環境配慮に関する項目として次の条件を満たす必要があります。

- ①環境評価項目の評価点の合計が70点以上。
- ②「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)」第8条第1項に基づく勧告を受けていないこと。

ア. 制度の概要

電気事業者が入札に参加するには、「二酸化炭素排出係数」、「未利用エネルギーの活用状況」、「新エネルギーの導入状況」、「環境マネジメントシステムの認証取得状況」等の評価により、一定の基準を満たす必要があります。

エ. 契約実績

平成21年度は、本庁舎、中央卸売市場、鶴見緑地、環境局森之宮工場など、本市61施設において本制度を採用し、電気事業者と契約を締結しました。

第3節 環境配慮の推進

1 環境影響評価制度

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）*は、大規模な事業の実施にあたり、事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聞くことにより、事業が環境の保全に十分配慮して行われるようにするための制度であり、持続的な発展が可能な都市の構築に資するものです。

本市域では、大阪府環境影響評価要綱（昭和59年2月制定）や大阪市環境影響評価要綱（平成7年7月制定）等に基づき、環境影響評価の手続きが行われてきましたが、環境影響評価法の制定を機に、平成10年4月に大阪市環境影響評価条例を制定

し、平成11年6月から同条例を全面的に施行しました。

事業者に対しては、同条例の規定に基づき、環境影響評価方法書や環境影響評価準備書について、大阪市環境影響評価専門委員会の意見を聞いたうえで環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べ、一層の環境への配慮を求めています。

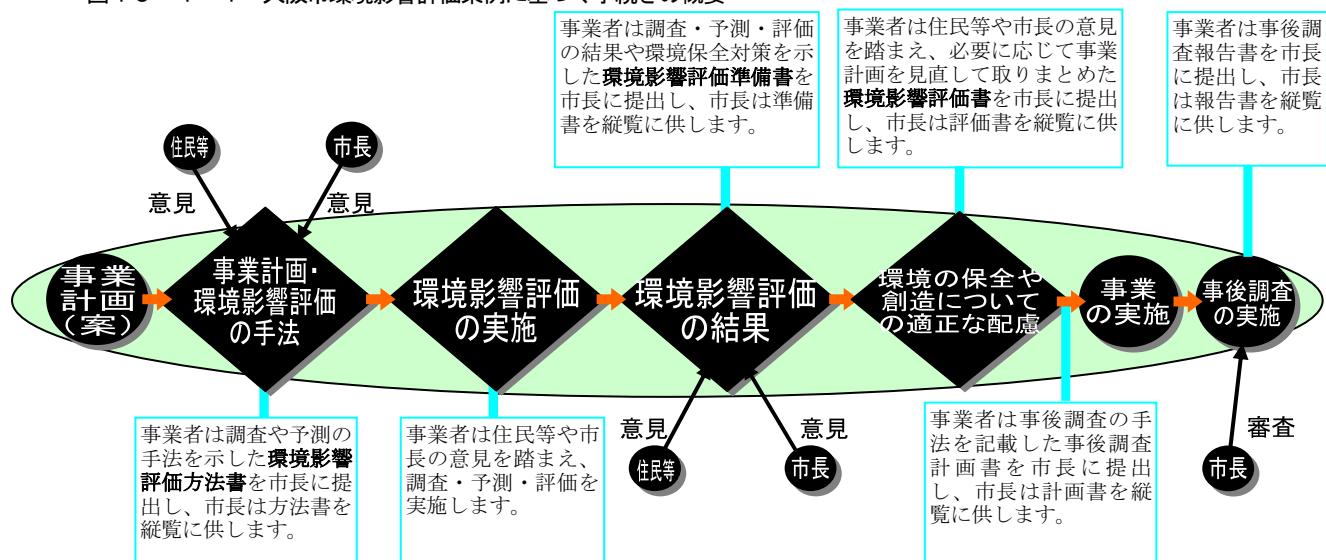
なお、大阪市環境影響評価条例では、大規模な18種類の事業（港湾計画を含む）を対象としています。手続きの概要は図10-1-1のとおりです。

また、環境影響評価技術指針において、環境影響評価の項目を次のとおり定めています。

【環境影響評価項目】

・大気質	・水質、底質	・地下水	・土壤	・騒音	・振動	・低周波音	・地盤沈下
・悪臭	・日照阻害	・電波障害	・廃棄物、残土	・・	・地球環境	・地象	・気象（風害を含む）
・水象	・動物	・植物	・生態系	・景観	・自然とのふれあい活動の場	・	・文化財

図10-1-1 大阪市環境影響評価条例に基づく手続きの概要



2 環境アセスメントの実施状況

これまでに本市域で環境影響評価の手続きが行われた事業等（手続き中のものを含む）は45事業です。平成21年度は、「梅田3丁目計画（仮称）（準備書）」、「大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業（評価書）」、「大阪駅北地区先行開発区域B地区開発事業（評価書）」の3件について、環

境影響評価の手続きが行われました。

これらの事業については、既に、専門委員会の答申内容等を踏まえ事業者に環境の保全及び創造の見地から市長意見を述べています。なお、環境影響評価の手続きが行われた事業等の種類別件数を表10-2-1に、また、その実施場

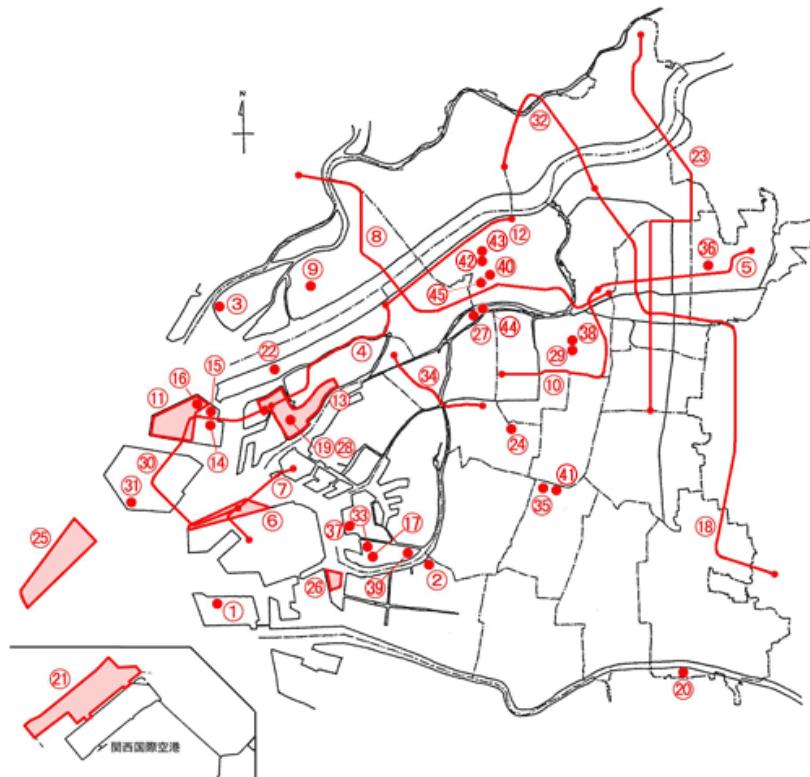
所を図10-2-1に示しました。

表10-2-1 環境アセスメントを実施した事業等の種類別件数

事業の種類	件数	事業の種類	件数	事業の種類	件数
道路	2	廃棄物処理施設	8	駐車場など	6
鉄道又は軌道	9	下水道終末処理場	1	レクリエーション施設	3
飛行場	4	工場又は事業場	1	公有水面の埋立て	4
発電所	3	大規模建築物	7	土地区画整理事業	1

※ 複数の種類について対象となる事業は、それぞれ1件ずつ計上しています。

図10-2-1 環境アセスメントを実施した事業等の位置図



No.	事業名称	No.	事業名称	No.	事業名称
1	南港発電所建設事業	2	住之江ごみ焼却場建設事業	3	大阪湾圏域広域処理場整備事業(大阪基地)
4	淀川左岸線建設事業(I期)	5	大阪市高速電気軌道第7号線京橋~鶴見緑地間建設事業	6	大阪港南港(北地区)埋立事業
7	南港・港区連絡線建設事業	8	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	9	大阪市環境事業局西淀工場建替事業
10	大阪都市計画都市高速鉄道第7号線心斎橋~京橋間建設事業	11	舞洲スポーツアイランド計画	12	淀川左岸線建設事業(II期)
13	此花西部臨海地区土地区画整理事業	14	大阪都市計画ごみ焼却場舞洲工場建設計画	15	大阪都市計画下水道舞洲スマッシュセンター建設計画
16	舞洲ヘリポート(仮称)建設事業	17	中山共同発電株式会社発電施設計画(仮称)	18	大阪外環状線(都島~久宝寺)鉄道建設事業
19	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)建設事業	20	大阪都市計画ごみ焼却場平野ごみ焼却場	21	関西国際空港2期事業
22	西島エネルギーセンター電力卸供給事業	23	大阪都市計画都市高速鉄道第8号線(井高野~今里)	24	(仮称)難波再開発A-1地区建設事業
25	大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業	26	南港東地区(木材整理場)埋立事業	27	中之島3丁目共同開発(仮称)
28	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)建設事業(瑞士撤出関連)	29	(仮称)NHK大阪新放送会館屋上ヘリポート設置事業	30	大阪都市計画都市高速鉄道北港テクノポート線
31	大阪都市計画下水道夢洲下水処理場	32	大阪外環状線(新大阪~都島)鉄道建設事業	33	(仮称)廃プラスチック再商品化事業
34	大阪都市計画都市高速鉄道西大阪延伸線	35	阿倍野地区第二種市街地再開発事業A2棟建設事業	36	(仮称)ダイヤモンドシティ鶴見ショッピングセンター建設事業
37	(仮称)IKEA鶴浜建設事業	38	大阪府警察本部ヘリポート(仮称)設置事業	39	(仮称)中山エコメルトリサイクル事業
40	梅田阪急ビル建替事業	41	阿部野橋ターミナルビル旧館建替事業	42	大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業
43	大阪駅北地区先行開発区域B地区開発事業	44	大阪・中之島プロジェクト	45	梅田3丁目計画(仮称)

3 環境に配慮したまちづくり

大阪市では、一定規模以上の建築物の建設事業が環境に配慮して行われるよう「大規模建築物の建設設計画の事前協議に関する取扱要領」（昭和49年5月施行）に基づき指導を行っています。たとえば、同要領第28条（居住環境の保全）に規定されている「騒音・大気汚染等に係る居住環境

の保全基準」に基づき、共同住宅等を建設する事業者に対しては、居室内の環境保全についての指導及び周辺環境への配慮などについて指導を行っています。大規模建築物の建設設計画の事前協議に係る適用対象建築物は次のとおりです。

- 1 住宅の用に供するもので、戸数が70戸以上のもの
- 2 建設設計画の区域が2,000m²以上で、かつ建築物の地上の高さが10m以上のもの
- 3 延べ面積が5,000m²を超え、かつ階数が地上6以上のもの

(参考)

「大規模建築物の建設設計画の事前協議に関する取扱要領」(抄) (付録7-16 P資52)

「騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準」(抄) (付録7-17 P資52)

表10-3-1 過去5年間における大規模建築物等の事前協議件数（環境局環境保全部）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
大規模建築物に係る事前協議件数	110	113	88	68	59
建築審査会に係る事前協議件数（注1）	42	28	36	15	12
建築基準法第48条許可に係る事前協議件数（注2）	0	1	1	3	2
地区計画等に係る事前協議件数（注3）	18	12	10	14	4
合 計	170	154	135	100	77

(注1) 建築審査会とは、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する機関であり、審査会の同意案件のうち環境面について協議した件数

(注2) 建築基準法第48条許可とは、用途地域別に定める工作物制限の例外許可であり、環境面について協議した件数

(注3) 地区計画等とは、地区計画または再開発地区計画の区域内における建築物の容積率緩和であり、地区計画等認定連絡協議会の協議案件のうち環境面について協議した件数

平成12年6月から施行された「大規模小売店舗立地法」に基づき、大規模小売店舗（店舗面積1,000m²を超える）の立地に関し、店舗の営業活動に伴い発生する騒音についても法令の遵守や、地域の生活環境の悪化を防止するために必要な配慮を求めていました。平成21年度の協議件数は15件（設置届7件、変更届8件）でした。

また、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図るため、平成16年10月より延べ床面積が5,000m²を超える建築物の着工に際し、建築物の環境品質・性能と建築物による環境負荷の低減について、建築主が自主的に総合評価するとともに、その結果を記載した計画書を市へ提出し、市がその概要をホームページ等で広く市民に公表する「CASBEE*大阪（大阪市建築物総合環境評価制度）」を実施しています。また、容積率の緩和など

を認める総合設計制度を活用する建築物については、敷地面積が1,000m²以上のものを対象とするとともに、総合的な環境性能を一定以上とすることを許可の要件としています。平成21年度の届出件数は54件、公表件数（平成21年度以前の届出を含む）は83件（うち総合設計26件）でした。

さらに、優良な住環境を備えた民間住宅の供給を誘導するため、「CASBEE大阪」のAランク以上（5段階評価の上位2ランク）などの要件を満たす新築の民間マンションを対象に、「環境への配慮」及び「子育てへの支援」の施設整備費用の一部を補助する「優良環境住宅整備事業」を実施しています。

なお、平成19年度をもって新規事業採択は停止しています。